

経済産業省「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（中小法人 60 万円（上限）・個人事業者 30 万円（上限））について、申請用のホームページが公開されました。

給付対象となる場合、申請にあたり登録機関による事前確認が必要となります。

当所では「武蔵野商工会議所会員企業」のみ、事前確認の受付を行います。

会員企業の方は、当所業務部までお問い合わせください。（0422-22-3631）

※会員以外の事業所におかれましては、一時支援金登録機関検索ページより検索いただき、お手続きをお願いします。

#### <一時支援金登録機関検索ページ>

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>

申請にあたっては、前提となる条件や準備する各種書類があります。給付対象となるかどうか、申請にあたって不明な点などは、下記の経済産業省一時支援金ホームページにてご確認いただくか、一時金相談窓口へお問い合わせください。

#### <経済産業省：一時支援金ホームページ>

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichi\\_ji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichi_ji_shien/index.html)

#### <一時支援金相談窓口>

（フリーダイヤル）0120-211-240

（IP 電話専用回線：有料）03-6629-0479

#### ～申請までの簡単な流れ～

- 1、申請者ご自身が、一時支援金ホームページや経済産業省相談窓口にて給付対象となるかどうかを確認。
- 2、給付対象となる場合は、一時支援金の申請用 HP にアクセスし申請 ID の発行を申請。
- 3、ログイン ID、パスワードの設定後、マイページが作成される。
- 4、武蔵野商工会議所会員企業は登録確認機関である武蔵野商工会議所へ確認を依頼。
- 5、武蔵野商工会議所にて、事前確認を行う。
- 6、事前確認終了後、申請者はマイページから基本情報、売上額、口座情報などを入力するとともに必要書類を添付のうえ申請。

※事前確認はあくまでも営業実態と制度理解の確認を行うものであり、申請や採択を担保するものではありません。